

品川区入院助産助成事業実施要綱

(昭和57年2月25日区長決定)

要綱第127号

改正	平成	元年	7月19日	
改正	平成	3年	6月5日	
改正	平成	5年	10月20日	
改正	平成	7年	5月19日	
改正	平成	12年	6月19日	
改正	平成	13年	4月1日	
改正	平成	16年	4月1日	
改正	平成	19年	9月14日	要綱第127号
改正	平成	22年	10月15日	要綱第120号
改正	平成	26年	12月26日	要綱第1号
改正	平成	27年	3月16日	要綱第241号
改正	令和	3年	3月1日	要綱第127号
改正	令和	6年	5月24日	要綱第259号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に基づき助産施設の入所に要する費用を助成することにより、経済的に分娩費用を支払うことが困難な妊産婦の負担軽減と健全な出産の確保を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱で区が助成対象とする者は、児童福祉法第22条および品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和40年品川区規則第17号）第3条第1項に基づき、助産施設において助産の実施を行った妊産婦とする。

(助産実施の期間および解除)

第3条 助産実施の期間は入院日から退院日までとする。

2 分娩した妊産婦が退院したときに、助産実施を解除する。

(助成金の支給方法)

第4条 助成金は助産施設の長に支払う。

2 区長は、施設の長からの請求があった場合は、これを審査検討し、適当と認めるときは支払うものとする。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年2月25日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年6月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年10月20日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年5月19日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年6月19日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行し、平成22年10月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。